

ズバリ市政を問う

一般質問



本定例会での一般質問は、6月16日から18日までの3日間行われ、12人の議員が質問しました。その質問と答弁の要旨をお知らせします。
※原稿は、議員本人によるものです。

行政は市民の目線と 立場を理解せよ

田中親彦 議員

問 市の誘致した企業によって生活環境を著しく障害を受けた宅地の固定資産税の評価替えはあるか。

市長 環境障害を受けた場合の評価は一定の補正を行うことが認められているが、現在筑後市ではこの補正は行っていない。

税務課長 日照障害は国の基準に合えば見直しする。それ以上になると違法性が問われる。実際に健康的な被害、精神的な被害等を受けていればその企業なりに、

加害者と被害者という立場で整理をされるべきと思う。税務課としてはその評価額をきちっと出せばそれに基づいて賦課をする。

行政は法や条例が先でなく現状把握が先である

問 市民生活に係わる条例に解釈や運用基準はあるか、またそれによつての市民対応となっているか。

市長 自治体の条例は一定



歩道として路側帯の活用が待たれる市道

の目的を持って制定される趣旨や目的は条例の前文や目的等に示されている。法や条例は行政のよりどころであり議会で議決を経て制定される重要なもの。

総務課長 条例等は意味をもった一言一句の積み重ねからなる。一旦制定されたら制定の意図とは関係なく文言の意味によつて判断される。用語の意義に従つて厳正に運用せざるを得ない。

行政は市独自の 生活文化を築け

問 歩道のない市道で、設置可能な区間に路側帯標示を標準化した、生活道路の安全確保が図れないか。

市長 全市画一的な基準は難しい。地元の意向も踏まえて警察とも十分協議したうえで出来るところからやるという方針だ。

副市長 片方だけの路側帯で歩道的な役割をするとなると、地域内の合意がいる。